

# 公益財団法人東京都医療保健協会 医療の質向上研究所 研究費等の運営・管理に関する不正防止対策の基本方針

公益財団法人東京都医療保健協会  
理事長 飯田 修平

## (目的)

第1条 この基本方針は、公益財団法人東京都医療保健協会（以下、「財団」という。） 医療の質向上研究所（以下、「研究所」という。）における研究費等の運営・管理に関し、法令その他当財団の定める規則等を徹底及び遵守するとともに、所属構成員の意識の向上および責任ある研究費等の運営・管理体制の整備・充実を図ることを目的とする。

## (定義)

第2条 この基本方針において、研究費等の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 各省各庁から配分される競争的資金（各省各庁が所管する法人等から配分される競争的資金を含む。）
- (2) 地方公共団体からの助成金及び補助金
- (3) 寄附金（助成団体等からの助成金を含む。）
- (4) その他当財団の責任において管理すべき経費

## (責任体系)

第3条 研究所は、組織として研究費等を適正に運営・管理する責任体制をとるものとし、次のとおり責任者を置き、その責任と権限を定める。

- (1) 最高管理責任者は、財団理事長とし、研究所全体を統括し、研究費等の運営・管理について、最終責任を負う。
- (2) 統括管理責任者は、研究所所長とし、最高管理責任者を補佐し、研究費等の運営・管理について、研究所全体を統括する実質的な責任と権限を有する。
- (3) コンプライアンス推進責任者は、研究所所長とし、研究所における研究費等の運営・管理について実質的な責任と権限を有する。

## (規程の明確化等)

第4条 研究所は、研究費等に係る事務処理手続きについて、常に検証し、規程の明確化、統一化を図るとともに、所属構成員に対し、周知徹底を図る。

- 2 研究費等の事務処理手続きに関する研究所内外からの相談受付窓口を設置する。

(職務権限の明確化)

第5条 研究費等の事務処理に関する権限と責任を明確にし、それに応じた決裁体制を構築する。

(研究費等の管理)

第6条 研究費等は、運営費交付金、各省各庁から配分される競争的資金、地方公共団体からの助成金及び補助金、寄附金等、国民の税金その他多方面からの支援で成り立っていることを認識し、その目的に沿った使用及び説明責任を果たすべく、常に適正に管理する。

(研究費等の機関管理の徹底)

第7条 所員個人の発意で提案され採択された研究費等であっても、研究所の規則等に則り研究費等の機関管理を徹底し、適正に管理する。

(事務職員の責務等)

第8条 事務職員は、専門的能力をもって研究費等の適正な執行を確保しつつ、研究所の効率的な業務遂行を目指した事務を行う。

2 研究所は、事務職員の専門的能力の向上を図るため、研修等を実施する。

(調査等)

第9条 研究所内外からの通報等および内部監査等により、研究費等の不正使用に係る調査が必要と認められた場合は、公正かつ透明性の高い仕組みにもとづいて調査する。

2 研究費等の不正使用に係る調査の仕組みを整備する。

(不正防止計画の策定)

第10条 研究費等の不正使用を未然に防止するため、その要因を把握・分析し、不正防止計画を策定する。

(研究費等の適正な運営・管理活動)

第11条 研究費等の適正な運営・管理活動を図るため、第10条で策定した不正防止計画を着実に実施することにより、適正な研究費等の使用を図る。

(相談窓口)

第12条 研究費等の使用に関する規程等について、研究所内外からの相談受付窓口を置く。

(通報窓口)

第 13 条 研究費等の不正使用に関する研究所内外からの通報（告発）受付窓口を置く。

2 通報窓口の運営にあたっては、通報者を保護する方策を講じる。

(監査体制)

第 14 条 最高管理責任者の直轄下に、内部監査部門を置く。

2 最高管理責任者は、内部監査部門が、研究費等が公正かつ適切に運営・管理されているか検証するために必要な権限を付与する。

3 内部監査部門は、監事との連携を図り、実効性のある監査を実施する。

平成 27 年 3 月 31 日制定

平成 27 年 3 月 31 日施行

令和 3 年 4 月 16 日改定